

仕様書（案）

1 業務の名称

札幌市みかほ整肢園の指定管理者制度導入に係る引継ぎ業務

2 業務の目的

- (1) 指定管理者制度の導入における子どもたちへの影響を最小限にする
指定管理者制度（以下「制度」という。）の導入により、職員が入れ替わることが想定されるが、制度導入後に子どもたちが不安感を持たないよう、制度導入前に、新たに指定管理を行う法人（以下「法人」という。）の職員が、共同療育という形で、札幌市の職員とともに療育に携わり、子どもたちが法人の職員に慣れ親しんでいくことを目的とする。
- (2) 札幌市みかほ整肢園が実施していた支援を法人に引き継ぐ
指定管理の1年前から、施設での受入れやオリエンテーション等により、年間行事や1日の流れ、一人一人の子どもの姿、保護者や地域との連携、安全衛生管理などについて、確認し合いながら引き継いでいく。

3 業務の内容

次の(1)から(4)までの業務を行う。

詳細は、別紙「業務内容の詳細」のとおり。

- (1) センターの運営全般に係る引継ぎ
- (2) 共同療育による引継ぎ
- (3) 給食関係の引継ぎ
- (4) その他の引継ぎ

4 履行期間

契約日から平成32年3月31日（火）まで

5 履行場所及び検査場所

札幌市東区北17条東5丁目2-1 札幌市みかほ整肢園

6 その他

- (1) 共同療育に係る現場責任者の配置
共同療育においては、必ず現場責任者を配置し、現場責任者が指揮命令等の管理を行うこと。
※ 本業務は「請負」業務であり、「労働者派遣事業」業務でないことに十分注意すること。「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年労働省告示第37号）も参照すること。
- (2) 三者協議会の設置
引継ぎに伴い発生する諸事項について協議し、合意形成を図るため、三

者協議会を設置する。

ア 構成

法人、利用者の代表及び札幌市（みかほ整肢園）の三者とすること。

※ 事務局は、札幌市（障がい福祉課）が担当する。

イ 開催頻度

年間6回程度

ウ 開催場所

原則、札幌市みかほ整肢園で行う。

エ その他

その他定めのない事項及び疑義が生じた場合は、三者の合意を持って定める。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

7 担当者

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 ●●●

（札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎3階）

電話 011-211-2936

ファックス 011-218-5181

別紙 業務内容の詳細

平成32年4月からの配置予定者	4月～12月(月1回程度)	1月～3月(週3回程度)	
管理者	【目的】 子ども・保護者との信頼関係を構築する。また、次の情報を把握する。 ・理念、方針、療育過程等、行事のねらいや内容、安全管理や衛生管理、保護者の状況、意見への対応、けがの対応、医師との連携、関係行政機関や近隣・地域の団体との連携、1日の流れ など	【目的】 子ども・保護者との信頼関係を深める。また、次の内容を理解する。 ・支援の内容、給食、保護者との連携、子どもの健康管理、地域の社会資源、安全点検や避難訓練の方法、職員配置や職員体制の考え方、事務分担、ローテーション など	
	書類等による事務引継ぎ、関係機関や地域との連携に関する引継ぎ、三者協議会への参加等		
	行事・説明会等への参加		
		共同療育(札幌市主体)	共同療育(法人主体)
児童発達支援管理責任者	【目的】 子ども・保護者との信頼関係を構築する。また、次の情報を把握する。 ・行事のねらいや内容、保護者の状況、意見への対応、けがの対応、医師との連携、1日の流れ など(管理者と役割分担をしながら実施する。)	【目的】 子ども・保護者との信頼関係を深める。また、次の内容を理解する。 ・支援の内容、保護者との連携、子どもの健康管理、地域の社会資源、安全点検や避難訓練の方法 など(管理者と役割分担をしながら実施する。)	
	書類等による事務引継ぎ等		
	行事・説明会等への参加		
		共同療育(札幌市主体)	共同療育(法人主体)
保育士 看護師	必要に応じて、行事・説明会等への参加	【目的】 子ども・保護者と顔なじみになり、信頼関係を構築する。また、次の内容を実施する。 ・担当する予定のクラスに入り療育を行う、必要な備品の使用方法を把握する、配慮を要する子どもへの対応を把握する、療育内容・体制・役割を把握する、安全管理や衛生管理について必要な知識を得る など	
		行事・説明会等への参加	
		共同療育(札幌市主体)	共同療育(法人主体)
理学療法士 作業療法士	必要に応じて、行事・説明会等への参加	【目的】 子ども・保護者と顔なじみになり、信頼関係を構築する。また、次の内容を実施する。 ・必要な備品の使用方法を把握する、配慮を要する子どもへの対応を把握する、訓練等の内容・体制・役割を把握する、安全管理や衛生管理について必要な知識を得る など	
		行事・説明会等への参加	
		共同療育(札幌市主体)	共同療育(法人主体)
相談支援専門員	必要に応じて、行事・説明会等への参加	【目的】 子ども・保護者と信頼関係を構築し、障害児支援利用計画等について、確実に引継ぎを行う。また、必要に応じて、クラスの様子を把握する。	
		行事・説明会等への参加	
児童指導員	必要に応じて、行事・説明会等への参加	3月(週3回程度)	
		【目的】 保育士と同じ	
		行事・説明会等への参加	
		共同療育(法人主体)	
栄養士	必要に応じて、行事・説明会等への参加	1月～3月(月1回程度)	
		【目的】 調理室に慣れ、一日の流れを理解する。アレルギー食などの個別対応状況を確実に理解する。また、必要に応じて、子ども・保護者とコミュニケーションを取り、信頼関係を構築する。	
その他の職員	必要に応じて、行事・説明会等への参加		